

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和3年9月30日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和3年9月30日(木曜日)

午前9時58分開議

午前11時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第11号)

議案第9号 熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 令和3年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第21号 令和3年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第22号 令和3年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第23号 令和3年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

議案第24号 令和3年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第27号 工事請負契約の変更について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第28号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第29号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について

②令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し(第3弾)

③熊本県国土強靱化地域計画の改定(素案)について

④球磨川水系河川整備基本方針の変更等について(報告)

出席委員(8人)

委員長 河津修司

副委員長 竹崎和虎

委員 井手順雄

委員 山口裕

委員 増永慎一郎

委員 本田雄三

委員 前田敬介

委員 南部隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 村上義幸

政策審議監 野崎真司

河川港湾局長
 兼土木技術審議監 里 村 真 吾
 道路都市局長 宮 島 哲 哉
 建築住宅局長 小路永 守
 監理課長 森 山 哲 也
 用地対策課長 林 田 孝 二
 土木技術管理課長 桑 元 伸 二
 道路整備課長 森 裕
 道路保全課長 緒 方 誠
 都市計画課長 山 内 桂 王
 下水環境課長 仲 田 裕一郎
 河川課長 菰 田 武 志
 港湾課長 原 浩
 砂防課長 松 田 龍 朋
 建築課長 橋 本 知 章
 営繕課長 緒 方 康 伸
 住宅課長 折 田 義 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
 政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時58分開議

○河津修司委員長 それでは、ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

今日は大分暑いようですから、上着を脱ぐ方はもう脱がれて結構です。

次に、前回の委員会以降に執行部幹部職員の異動がありましたので、自己紹介をお願いいたします。

（河川港湾局長自己紹介）

○河津修司委員長 それでは、付託議案等の審査を行います。

初めに、村上土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

また、執行部からの説明については、効率

よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、村上土木部長。

○村上土木部長 着座のまま失礼いたします。

本定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、今年度、令和3年豪雨等への対応についてでございます。

今年は、5月中旬頃から、県央や県南を中心に大雨が相次ぎました。

さらに、8月11日から降り続いた雨は、多いところで累計1,000ミリを超える記録的な雨量となり、公共土木施設の損傷や地滑りなど、様々な被害が発生いたしました。

特に、天草市大矢崎地区で発生した地滑りにつきましては、現在も天草市や警察などの関係機関と連携して警戒を続けております。

避難されている皆様が一日も早く日常を取り戻せるよう、対策工事など、スピード感を持って進めてまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

緑の流域治水の取組につきましては、球磨川水系の河川整備基本方針の見直しに当たり、昨日までに3回の河川整備基本方針検討小委員会が開催されました。

また、中期的な河川整備の目標や内容を示す河川整備計画の策定に向け、先月4日に第1回球磨川水系学識者懇談会を開催するなど、具体的な河川整備の検討に本格的に取り組んでおります。

今後も引き続き、被災された方々をはじめ、流域住民の皆様の不安解消に向けて、一日も早く球磨川水系の治水計画をお示しできるようにしっかりと取組を進めてまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたしま

す。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案14件、報告関係3件でございます。

今回の補正予算につきましては、令和3年5月や8月の豪雨等で被災した公共土木施設の復旧経費など、49億8,500万円余の増額補正をお願いしております。

また、129億5,200万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、条例の改正3件、公共事業に係る市町村負担金について5件、工事請負契約の変更について1件、専決処分報告及び承認について5件の計14件の御審議をお願いしております。

次に、報告案件につきましては、専決処分の報告について1件、経営状況を説明する書類の提出について2件の計3件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等についてなど、4件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

今後とも、創造的復興、国土強靱化等の事業推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願います。

○河津修司委員長 引き続き関係課長から順次説明をお願いいたします。

○森山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊、経営状況を説明する書類2冊、参考資料、条例改正関係新旧対照表1冊、その他報告事項4件を準備しております。

す。

それでは、建設常任委員会説明資料1ページをお願いします。

令和3年度9月補正予算について説明します。

今回の補正予算は、本年5月及び8月の豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧等に係る予算を計上しています。

上の表、2段目、今回補正額は、表、左から一般会計の普通建設事業のうち、補助事業1億2,300万円余、単県事業9億9,500万円余、災害復旧事業のうち、補助事業37億300万円余、単県事業1億6,300万円を計上しています。

消費的経費、特別会計等の計上はありません。

一般会計、特別会計等を合わせた今回補正額合計は、右側合計欄のとおり、49億8,500万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりです。

次に、2ページをお願いします。

令和3年度9月補正予算総括表です。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課の補正額とともに、右側に財源内訳を記載しています。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いします。

国庫支出金23億2,000万円余、地方債19億3,500万円、その他5億5,800万円余、一般財源1億7,100万円余となっております。

以上が土木部の9月補正予算の状況です。

監理課からは以上です。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

3ページをお願いいたします。

上から2段目の土地区画整理事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、補正額として3億2,000万円の増となっております。

す。

表、右側の説明欄を御覧ください。

これは、新たに沿道で小規模な土地地区画整理事業を行うもので、熊本高森線4車線化の事業用地を確保するためのものです。このため、補正額の財源内訳のその他につきましては、主に熊本高森線4車線化に係る街路事業からの負担金となります。この負担金は、上から4段目の街路整備事業費の補償費を負担金へ内容を更正し、協定等を結んで支出します。

その結果、都市計画課の補正後の予算総額は、表、左から5列目の最下段のとおり、78億4,700万円余となります。

都市計画課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○菰田河川課長 河川課でございます。

5ページをお願いいたします。

上から2段目の河川等災害関連事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、4,500万円余の増となっております。これは、災害復旧事業と併せて行う補助改良復旧工事に要する経費で、説明欄のとおり、令和元年豪雨により被災した公共土木施設の改良復旧に係る仮設工事の一部見直しや、資材等の物価上昇等に伴う増加分に要する費用です。

3段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、6億4,500万円余の増となっております。これは、国庫補助災害復旧事業の対象とならない箇所への復旧等に要する経費で、説明欄のとおり、令和3年5月豪雨や8月豪雨などにより、被災箇所への復旧等に伴う増加分に要する費用です。

6段目の過年発生国庫補助災害復旧費でございますが、表、左から4列目のとおり、4,800万円余の増となっております。これは、説明欄のとおり、令和元年に被災した道

路、河川等の公共土木施設補助災害復旧事業の3か年目に要する経費で、物価上昇等に伴う増加分に要する費用です。

7段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、表、左から4列目のとおり、34億2,300万円余の増となっております。これは、説明欄のとおり、令和3年5月豪雨や8月豪雨などにより被災した公共土木施設の復旧に要する経費を計上するものです。

8段目の河川等災害復旧受託事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、2億3,100万円余となっております。これは、市町村から受託する災害復旧工事の施工に要する経費で、説明欄のとおり、令和2年7月豪雨により被災した山江村の橋梁災害復旧に伴う費用を計上するものです。

最下段の災害復旧事業設計調査費でございますが、表、左から4列目のとおり、1億6,200万円の増となっております。これは、説明欄のとおり、本年8月豪雨により被災した公共土木施設の調査、測量設計に要する事業費の増加分の費用を計上するものです。

6ページをお願いします。

以上、河川課の9月補正分の総額は、左から4列目最下段のとおり、45億5,500万円余の増となり、9月補正後の予算総額は、5列目最下段のとおり、396億5,600万円余となります。

河川課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

7ページ、お願いいたします。

2段目の現年単県災害土木費ですが、表、左から4列目のとおり、100万円となっております。これは、令和3年5月の豪雨により、流木等で埋塞した八代港の泊地の機能回復に要する経費です。

この結果、港湾課の一般会計補正後の予算総額は、最下段の左から5列目のとおり、57

億8,400万円余となります。

港湾課からは以上でございます。よろしく
お願い申し上げます。

○松田砂防課長 砂防課でございます。

8ページをお願いします。

上から2段目の災害関連緊急地すべり対策
事業費でございますが、表、左から4列目の
とおり、7,800万円余の増となっております。
これは、説明欄のとおり、天草市の大矢
崎地区において、令和3年8月の豪雨により
地滑りが発生した箇所における地滑り防止施
設の整備に要する経費でございます。

3段目の単県砂防施設維持管理費でござい
ますが、表、左から4列目のとおり、3,000
万円の増となっております。これは、説明欄
のとおり、熊本市の百貫急傾斜ほか4か所に
おいて、令和3年8月の豪雨などにより被災
した既設の砂防設備などの維持及び修繕費で
ございます。

以上、砂防課の9月補正分の総額は、表、
左から4列目最下段のとおり、1億800万円
余の増で、9月補正後の予算総額は、表、左
から5列目最下段のとおり、80億5,800万円
余となります。

砂防課は以上です。よろしくお願いま
す。

○森山監理課長 監理課でございます。

9ページをお願いします。

令和3年度繰越明許費でございます。

繰越設定につきましては、例年11月議会及
び2月議会をお願いしておりますが、本年度
は、令和2年7月豪雨災害及び国土強靱化予
算の前倒しなどの令和2年度予算の繰越事業
を上半期に集中して発注しているため、令和
3年度当初予算事業の多くが下半期発注とな
る見込みです。

このため、10月時点で適正工期が確保でき
ない工事等について、当初契約時から年度を

またいだ適正工期を確保し、適切な入札契約
が行われるよう今議会での設定をお願いする
ものです。

現時点の発注見通しで繰越しが見込まれる
工事等について、一般会計分として129億
5,200万円余を計上しています。

なお、特別会計等についてはございませ
ん。

繰越しにつきましては、事業の進捗管理と
効率的な執行を図るとともに、適正工期の確
保など、適切に運用してまいります。

監理課からは以上です。

○森道路整備課長 道路整備課です。

資料の11ページをお願いします。

議案第9号、熊本県移動等円滑化のために
必要な道路の構造の基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定についてでございま
す。

19ページをお願いいたします。

概要により御説明いたします。

2の制定改廃の必要性に、移動円滑化のた
めに必要な道路の構造に関する基準を定める
省令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備す
る必要があるとしておりますが、バリアフリ
ー化が必要なものとして、国土交通大臣が指
定する特定道路の新設または改築を行う場合
の技術的基準については、国土交通省省令で
定められております。

本県が管理する県道のうち、特定道路の技
術基準については、この省令を参酌し、熊本
県移動等円滑化のために必要な道路の構造の
基準に関する条例を定めております。

今回の改正は、本年4月に省令の一部が改
正され、旅客特定車両停留施設の構造に関す
る基準が追加されたことなどから、これを受
け、本条例においても同様の規定を設けるも
のです。

(1)の旅客特定車両停留施設とは、バス、
タクシー、トラック等での事業者用の停留施

設のうち、旅客の乗り降りのための道路施設のことで、施設の構造に関する基準を新たに位置づけるものです。

また、(2)については、現在基準の適合対象となっている歩道及び自転車歩行者道に加え、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を基準の適合対象とするものです。

最後に、(3)については、旅客特定車両停留施設の構造及び設備について、災害等の場合に、この規定によらないことができる旨の適用除外について規定するものです。

なお、この条例の施行日につきましては、公布の日とします。

道路整備課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○仲田下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

議案第10号、熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料22ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

2の制定改廃の必要性でございますが、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律により、下水道法の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整理するものでございます。

3の内容につきましては、下水道法の一部改正に伴いまして、条ずれ等の所要の規定の整理を行うものでございます。

条例の施行期間は、公布の日または特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日のいずれか遅い日にちでございます。

下水環境課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

議案第11号の熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、説明資料の23ページから25ページまでとなります。内容につきましては、25ページの概要にて御説明いたします。

まず、2の制定改廃の必要性でございます。

八代港の国際旅客船拠点、通称くまモンポートについて、県が駐車場を、ロイヤル・カリビアン社が緑地くまモンパークを整備しましたが、利活用の促進を図るため、現在県が一体的に管理しております。この両施設につき、来年度から指定管理者制度を導入するために、関係規定を整備するものでございます。

3の内容でございますが、(1)は、くまモンポートの休業日及び開業時間について規定するものです。(2)は、指定管理者の業務の対象となる港湾施設にくまモンポートを加えるものです。(3)は、その他の規定の整理を行うものです。(4)は、駐車場及び緑地の使用料の追加を行うものです。(5)は、条例の施行日につきましては、公布の日を予定しておりますが、使用料の改正に関しては、根拠法である港湾法に、施行日の少なくとも30日前に公表しなければならないと規定されていることから、(4)について、12月1日から施行するとしています。(6)は、所要の経過措置を定めるものです。

港湾課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○森山監理課長 監理課でございます。

27ページをお願いいたします。

県が施行する公共事業の経費に対する市町村負担金についてです。

市町村負担金につきましては、27ページから32ページにかけ、第20号から第24号までの5件の議案を提案しています。複数の課にまたがりまますので、監理課から一括して説明い

たします。

なお、今回の提案に当たり、各市町村に対し、事業計画を説明の上、負担金に係る同意を得ておりますことを申し添えます。

では、27ページ、第20号議案、令和3年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてです。

単県道路改築事業を含む3件の事業について、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

次に、28ページをお願いします。

第21号議案、令和3年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてです。

熊本北部流域下水道建設事業を含む6件の事業につきまして、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

29ページをお願いします。

第22号議案、令和3年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてです。

海岸堤防等老朽化対策緊急事業を含む3件の事業につきまして、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

30ページをお願いします。

第23号議案、令和3年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてです。

単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

31ページをお願いします。

第24号議案、令和3年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関

係）についてです。

1の単県街路促進事業から32ページにかけて15件の事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。負担内容につきましては、昨年度と特段の変更はございません。

次に、33ページをお願いします。

第27号議案、工事請負契約の変更についてです。

提案理由は、予定価格5億円以上の工事で、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案しているものです。

なお、この契約案件は、令和2年11月定例県議会において議決いただいたものです。

内容につきましては、34ページの概要により説明します。

工事名は、熊本工業高校実習棟（第二期）改築工事。工事内容は、実習棟鉄筋コンクリート造二階建て、3,552平方メートル、渡り廊下、鉄骨造二階建て、81平方メートル。工事場所は、熊本市中央区上京塚町5番1号地内。請負契約締結日は、令和2年12月15日。請負業者は、坂口・豊特定建設工事共同企業体。変更契約工期は、契約締結日の翌日から令和4年1月26日までを、契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで。変更契約金額は、7億3,645万円を7億5,109万2,303円に変更するもので、1,464万2,303円の増額となります。

変更理由は、地中障害物撤去の増工に伴う工期延長、また、これに伴う地中障害物の撤去、処分要する費用の増額、生徒の安全確保のため、学校からの要望による仮設通路の整備に要する費用の増額を行うものです。

監理課からは以上でございます。よろしくをお願いします。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございま

す。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料35ページの第30号議案から38ページの第33号議案までの4件でございます。

議案の説明につきましては、39ページの概要の一覧表にて説明いたします。

申し訳ございませんけれども、一覧表の一番上の行に「(議案第25号～28号)」という表現になっておりますけれども、「(30号～33号)」の誤りでしたので、申し訳ありませんが、修正していただければと思います。

まず、議案番号30号です。

本件は、通行禁止場所に張られていたロープに車両が突っ込み、ロープで結んであったくいが抜けて損傷した案件であり、運転者が前方を注意するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があるため、損害額の4割を賠償しております。

次に、議案番号31号と32号につきましては、夜間に車両2台が連続して、倒れていた竹に衝突した案件であり、運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があるため、損害額の7割を賠償しております。

次に、議案番号33号です。

本件は、路肩部分のコンクリート舗装と非舗装部分の段差に車輪が落下した案件であり、運転者が路肩部分の安全を確認して運転していれば事故を回避できた可能性があるため、損害額の4割を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

○原港湾課長 港湾課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、説明資料の41ページから42ページの第34号議案の1件でございます。

詳細は、42ページの概要にて説明いたします。

本件は、令和3年5月22日午前10時30分頃、八代港外港地区におきまして、当事者が八代港臨港道路5号線を大島方面に向けて軽自動車で行進中、前方の穴ぼこに落下し、タイヤ等を損傷したものであります。

当事者が前方を注視していれば事故を回避できた可能性があることを考慮し、被害額の4割に当たる10万2,890円を賠償しております。

港湾課の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○森山監理課長 監理課でございます。

43ページをお願いします。

報告第2号、専決処分の報告についてです。

職員に係る交通事故の和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件の報告でございます。

内容につきましては、44ページの概要で説明します。

令和3年3月25日午後1時50分頃、阿蘇郡高森町上色見地内で発生した事故につきまして、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%で合意したものです。損害賠償額は328万8,157円となっております。

事故の状況は、阿蘇地域振興局職員が公用車で国道265号を高森方面へ走行中、日差しにより前方の視界が遮られたことによりまして、センターラインを越え、相手車両と衝突したものです。

今回の事故につきまして、7月15日に示談が成立したため、御報告するものです。

職員の交通事故防止、交通違反等防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいります。

監理課からは以上でございます。よろしくお願ひします。

○森道路整備課長 道路整備課です。

45ページ、お願いします。

報告第28号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出につきましては、お手元に配付しております冊子により御説明させていただきます。

まず、1ページ、お願いします。

令和2事業年度事業報告書でございます。

1の総括ですが、熊本県道路公社は平成4年に設立し、上天草市松島町今泉から合津までにおいて、有料道路事業を活用しながら建設を進め、平成14年5月に、延長3.3キロメートルの松島有料道路を開通させております。

2の令和2事業年度の事業実施状況ですが、開通後は、通行料金徴収や維持管理業務のほか、平成19年度に開通した松島有明道路及び平成30年度に開通した三角大矢野道路の維持管理業務を県から受託し、実施しております。

2ページをお願いします。

3の(1)に令和2年度の通行台数実績を示しております。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年間約152万台、1日平均4,163台の利用となっております。

グラフ1に示しておりますように、松島有明道路開通後の平成20年度以降は、1日平均約5,100台前後の通行があり、全体計画台数に対しては20%を超える利用がございます。

(2)には、通行料金の収入実績を示しております。

こちらにも、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度の料金収入は2億7,500万円余で、計画から約15%下回っておりますが、グラフ2に示しておりますように、平成20年度以降、平均しますと3億4,000万円を超える料金収入が続いており、全体計画に対し、約4%上回っております。

次に、3ページ、お願いします。

4の貸付金等の償還状況です。

まず、松島有料道路事業は、政府貸付金21億5,000万円、地方公共団体金融機構借入金6億4,500万円、県出資金15億500万円の合計43億円を建設資金としております。

県出資金を除く長期借入金の政府貸付金と地方公共団体金融機構借入金は、令和2年度末の残額は、それぞれ約100万円と約300万円となっており、これらは、償還計画どおり、令和3年度に完了する予定です。

次に、4ページから7ページに貸借対照表、損益計算書、財産目録を示しております。

内容につきましては、2ページ、3ページで御説明しました料金収入や貸付金等の状況等を詳細に示したものでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、8ページの令和3事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路の管理業務につきましては、本年度も通行料金徴収及び道路維持管理業務を行います。

道路施設の維持管理につきましては、トンネル照明灯のLED化工事、トンネル定期点検、料金収受機の更新を実施する予定となっております。また、令和4年度導入に向けて、ネットワーク型ETCシステム整備のための設計業務を実施する予定です。

13ページの資料をお願いいたします。

松島有料道路において、利用者の利便性向上や新型コロナウイルス感染症拡大防止等への対応を図るため、手渡しによる料金徴収の付加機能として、既存のETCカードを利用したキャッシュレス決済であるETC Xを導入します。利用するに当たっては、事前の会員登録や料金所での一旦停止が必要になります。今年度から設計に着手し、令和4年度中の供用開始を目指します。

8ページにお戻りください。

2の松島有明道路及び三角大矢野道路の維持管理受託業務につきましては、引き続き県

から道路公社が受託し実施してまいります。

次に、9ページの令和3事業年度収支予算書でございます。

収入としましては、通行料金や受託業務など、合計3億2,500万円余を計上し、支出としましては、一般管理費2,500万円余、業務管理費3億4,500万円余、建設費用の償還金として業務外費用400万円余などを計上しております。

例年より業務管理費の道路管理費が増加しておりますが、トンネル照明灯のLED化工事や5年に1度のトンネル定期点検が必要であるため、支出が増額となっております。

なお、収入と支出の差額につきましては、過年度の繰越金により補填します。

資料の説明は以上でございますが、松島有料道路は建設費用を計画どおりに償還していることなどから、道路公社の経営は安定している状況でございます。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○菰田河川課長 河川課です。

説明資料46ページをお願いいたします。

報告第29号、一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出については、別途お手元に配付しております冊子により御説明させていただきます。

冊子の1ページをお願いいたします。

1の事業に記載しておりますけれども、当法人の事業は、立野ダムの建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うものです。

具体的には、南阿蘇村が策定した南阿蘇村地域整備計画に基づき、村が実施する事業に対し、県及び下流域の3つの市町が事業費の助成を行うものです。

助成対象事業は、ダム周辺の道路、公園、集会所等の15事業で、うち12事業は、これ

までに完了しており、3事業が残っております。

2の資金の交付ですが、令和2年度の資金の交付実績はありません。これは、残る3事業が、ダム工事完了後でなければ工事に着手できないため、平成22年度から中断しております。

3の情報交換及び連絡ですが、理事会、評議員会のほか、南阿蘇村と南阿蘇村地域整備計画に係る意見交換会を行っております。

2ページをお願いします。

令和2年度決算書のうち、収支計算書です。

収入は財産運用益等で、左から3列目、決算額の列の中ほど、当期収入合計A欄の記載のとおり、5,574円となっております。支出は、租税公課、法人登記費用等の雑費など法人の管理運営に係る経費のみで、下から2段目、当期支出合計B欄の記載のとおり、8万673円となっております。当期収支差額は、最下段のとおり、7万5,099円の赤字となっております。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表です。

左から4列目の増減の列の下から2段目のとおり、正味財産は、前年度より7万5,099円減少し、最下段のとおり、令和3年3月31日現在の負債及び正味財産合計額は3,340万円余となっております。

10ページをお願いいたします。

令和3年度事業計画書です。

令和3年度も資金の交付予定はなく、引き続き、南阿蘇村との意見交換等を行う予定です。

また、2に記載しておりますとおり、国土交通省立野ダム工事事務所や関係市町との意見交換を行いながら、連携して南阿蘇村を支援してまいりたいと考えております。

11ページをお願いします。

令和3年度収支予算書です。

先ほど申したとおり、資金の交付予定はございませんので、令和2年度の決算額を参考に、必要となる予算を計上しております。

以上で一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしてください。

ただいまの説明について質疑はありませんか。——ありませんか。

○山口裕委員 9ページの繰越明許についてお尋ねさせてください。

129億ということで繰越しが設定されていますけれども、例えば、災害の分がおよそどれくらいの割合なのかとか、国土強靱化分がどれくらいなのか、そういうのが分かれば教えていただければと思います。令和3年度分ですよね、これ。

○森山監理課長 監理課でございます。

河川海岸費のうち、9ページで、河川海岸費が、すみません、このうち、国土強靱化がどのくらいかとか、災害分がどのくらいかという集計はしてございませんで、河川海岸費のうち、災害分は、すみません、ございません。

○菰田河川課長 河川課でございます。

今回、河川海岸費で30億3,300万円余が繰越予算で計上してございます。そのうち河川課分が18億、残り分が砂防課分という形になっておりますが、今回、通常事業をベースと

した形での繰越予算設定という形になっておりまして、災害費については計上しておりません。

以上でございます。

○山口裕委員 分かりました。道路、港湾、都市計画についても、災害分はないということの理解でよろしいですか。

○森山監理課長 はい。

○山口裕委員 分かりました。

あと、1点確認させてもらってよろしいですか。

先ほど事故について説明がありましたけれども、賠償金とかはそのまま置いとったにしても、センターラインを越えた事故っていうのは、なかなか厳しいかなど。日差しで言えば、私たちも、夕方帰るときは毎日日差しを浴びてて、そのたびセンターライン越えるかという越えない。なかなか理由としては厳しいんじゃないかなど。安全対策しっかりやってもらわないかぬなというのが一番なんです。何か適切な理由とは思えなかったんですけれども、何かあれば、よろしく願います。

○森山監理課長 監理課でございます。

事実として、例えば、スピードが超過していたとか、あるいは眠っていたとか、そういった事実はございませんで、聞いたところによりますと、やはり日差しが入って、一瞬目の前が見えなくなって、センターライン、少し膨らんだといいますか、ということ聞いております。

通常もあることですが、例えば、その日差しをよけるものとかサングラスとか、そういったものでやはり対策をしていただかないかなど考えているところです。

○山口裕委員 ある程度交差したにしても、交互交通の中の事故っていうのはかなりの被害っていうか、人的な被害も出るだろうと思われるので、相手方、トラックっていうことなんだろうが、その職員さんも、まず自分の身を守るために安全管理してもらわんといかぬなというのが、この説明を聞いた上での感想ですので、よろしくをお願いします。

○増永慎一郎委員 さっきからの道路管理瑕疵の話が何件かありましたけれども、ある程度の、これだけの道路があるから、管理瑕疵で賠償を払わなければいけないっていうのはやっぱり結構あるのではないかなというふうに思っております。

ただ、今、シャープ9910とか、そういった部分で情報を寄せていただいて、対処をしていただいているのと、普通の道路に関しては、会社に委託をして安全パトロールをしてもらっているっていう話で、それも絶対大事なことなんですけれども、あまり通られない県道とかがありますよね。そういう部分に関しては、ほとんどが業者任せで、業者さんから何の連絡も入らなければ、もうそのままの状態が続いているっていう部分がかかなりあるのではないかなというふうに思っております。

私の選挙区の上益城においても、山つきのほうには、県道ではあるけれども、あんまり通られない道路がありまして、管理瑕疵ではないですけれども、先日、島木上寺線という道路がありまして、県道の。その確認に行きましたら、企業さんが張りついて、パトロールはされているけれども、いわゆる震災、熊本地震のときのその後の雨で道路のアスカーブとか取れたりとか、ちょっと崖、道路端が土砂崩れをして、そこから水が落ちてたんですよ。で、よくよく点検してみると、それが分かって、実は、その頃から下の住宅に水が入ってくる、だから、床下浸水とかをし

よっちゅうしてたと。でも、その道路から水が入ったのが分からない状態でした。よく見ないと、やっぱり分からないんですよ。それは管理瑕疵って言えば瑕疵で、そういった賠償とかも、ひよっとしたら言われればしなければいけない。その部分に関しては、道路をきちんと補修をしてもらうということで収まったんですけども、一定程度、業者さんに頼んだ後、その後の補完をどのようにやられているのかをちょっと教えていただきたいと思っております。

○緒方道路保全課長 道路保全課としては、先生も御存じかもしれませんが、一応交通量の少ない、1,000台未満の一般国道、県道については、月3回以上見るようにはしているんですけども、今先生がおっしゃられたような震災後の小さな補修工事が必要のところにつきましては、目が届いているかという完全に行き届いてないかと。届いたかという、届いていない面もあったかと思っております。それらに注意しながら、今後のパトロールについても注意して行うように指導していきたいと思っております。

○増永慎一郎委員 今回見て、すぐ補修をしていただくことっていうか、災害の対応でいただくことになったんですけども、実は、その近くに、その後に起こった、やっぱり崩れた部分は、ちゃんと後のほうの災害で見ないようにしてあったんですよ。そこと50メートルぐらいしか離れていないところなのに、やっぱり気づいてないっていう部分があるんで、そういう部分に関しては、その場合、家の浸水の理由が分からなかっただけじゃなくて、ひよっとしたら、人命が亡くなるとかいうような事故にもつながりかねないような場所でしたんで、やっぱりその辺は、ちゃんと、業者任せではなくて、補完をしながら、ちょっときめ細やかな点検等もぜひして

いただいたほうが良いと思います。

それでもやっぱり管理瑕疵は起こると思いますけれども、やっぱりそういう部分までちょっと気づいてしていただくように要望をしておきます。

○河津修司委員長 いいですか。——ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第9号、第10号、第11号、第20号から第24号まで、第27号及び第30号から34号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認めます。一括して採決いたします。

議案第1号外14件について、原案のとおり、可決または承認とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外14件は、原案のとおり、可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

報告事項1、災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について説明いたします。

1 ページ、お願いします。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況です。

上段のグラフが県事業、土木部と農林水産部の合計でございます。下段のグラフが市町村事業となっています。

上段の県事業ですが、土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円に對しまして、令和3年8月末の契約額は188億円で、38%の進捗となっております。

下段の市町村事業ですが、全体事業費556億円に對し、令和3年8月末の契約額は247億円で、44%の進捗となっております。

2 ページをお願いします。

上段2、防災・減災、国土強靱化事業、県事業分の進捗状況です。直轄事業負担金を除く全体事業費179億円に對し、令和3年8月末の契約額は100億円で、56%の進捗となっております。

被災地の一日も早い復旧、復興、県民の安全、安心の確保に向け、引き続き、全力で取り組んでまいります。

次に、下段3、県工事の不調・不落の状況です。

①が熊本地震以後の年度別の状況です。折れ線グラフが不調、不落の発生率となっております。熊本地震翌年度の平成29年度をピークに下降していましたが、令和3年度に入りまして、8月末で12.3%と上昇しております。

3 ページをお願いします。

②昨年7月以降の月別の状況です。折れ線グラフが不調、不落の発生率でございます。今年度、4月、5月と上昇したものの、6

月、7月は減少しておりました。8月になって20.1%と上昇しております。

次の③発注機関別の状況です。

最下段の表をお願いします。

一番下に発生率をパーセントで表示しております。災害復旧事業が集中しております球磨、阿蘇地域において、不調、不落の発生率が高くなっております。

国や市町村も含め、災害復旧事業や国土強靱化事業などの発注が本格化しております。地域の建設企業の手持ち工事量が増加し、技術者の不足というようなことを聞いております。

4ページをお願いします。

4、災害関連等工事の発注見込み等についてです。

(1)、災害関連等工事の状況です。

合計欄をお願いします。

年間の発注見込みが430億円、このうち上半期に314億円、73%の発注を見込んでおります。

なお、ここで言う発注とは、契約率ではございませんで、入札公告や指名通知などの時点と考えております。さきに説明しました契約率より1か月程度の差が生じております。

土木一式工事の上半期発注見込みが71%と低く、そのうち、現在指名競争入札の対象拡大をやっております、3,000万円以上7,000万円未満の部分が75%となっており、下半期に残り25%の発注が必要となっております。そのほかの部分につきましては、おおむね上半期に発注が進んでいるところでございます。

次に、(2)、令和2年度予算未契約繰越分の国土強靱化等に係る工事の状況です。

合計欄、年間の発注見込みが257億円、上半期に238億円で92%の発注を見込んでおります。

次に、(3)、土木一式工事の1者当たりの状況です。

①が年度別の受注状況の推移です。

県発注工事について分析したものです。A1、A2等級企業ともに、件数では、年間に2～3件ぐらいで推移しておりますが、令和3年度のA1等級の件数が4.5件と増加しております。金額も、例年に比べて大きく、6億円を超えております。

②の地域別の受注見込み件数です。

最下段に記載しているとおり、地域別の年間の発注見込みを当該地域の建設業者数で除した試算でございます。令和2年7月豪雨災害が大きかった県南地域のA1等級企業に受注件数が集中する見込みとなっております。

引き続き報告事項2をお願いします。

令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し(第3弾)について報告いたします。

令和2年7月豪雨等により甚大な被害を受けた公共土木施設等の一日も早い復旧、復興を図り、県民の安全、安心を確保するために、第1弾、第2弾に続きまして取り組むのでございます。

四角枠囲みの中、お願いします。

第3弾では、1、指名競争入札対象拡大の一部延長を含め、4つの事項について取り組むこととしております。それぞれの詳細は、次のページから記載しております。

2ページをお願いします。

1、指名競争入札対象拡大の一部延長です。

報告事項1で説明しましたとおり、災害関連等工事のうち、土木一式工事が10月以降も相当量の発注が見込まれます。

このため、下の表、黄色部分のとおり、令和3年9月を期限として指名競争入札の対象の拡大を行っているもののうち、災害関連等工事の土木一式工事については、令和4年3月31日まで延長したいと考えております。

白色の部分、災害関連等工事の舗装、のり

面、あるいは令和2年で未契約繰越分の工事については、9月までに9割以上の発注を見込んでおりますので、令和3年9月30日での取扱いを終了するというようにしております。

3ページをお願いします。

2、復旧・復興建設工事共同企業体、いわゆる復興JVの導入についてでございます。

報告事項1で説明しましたとおり、A1等級工事が被災地に集中し、地域の建設企業だけでは対応が困難になるということが予想されます。このため、県内全域のA1、A2等級企業による広域的な施工体制を確保するため、復興JVを導入するものです。

JVの構成は、A1、A2による2社または3社の組合せ、施行期間は令和3年11月から令和5年3月を予定しています。詳細は下の表のとおりです。基本的には、熊本地震後に導入した復興JV制度と同様でございますが、5億円以上の工事につきましては、現在の発注見込み件数が少ないために導入を見合わせております。

4ページをお願いします。

総合評価落札方式(災害関連等工事型)の導入についてです。

土木一式工事において、管外からの参入、復興JVによる参入を促し、県内全域の建設業者による広域的な施工体制を確保するために導入するものです。対象工事は、災害関連等工事のうち、設計金額7,000万円以上の土木一式工事、評価の基準は、熊本地震後に導入した災害関連等工事型を踏襲しております。

具体的には、中段に参考として評価基準を掲載しておりますが、右側の災害関連等工事型では、地域精進度や地域貢献度といった、いわゆる地域点がなく、また、3億円未満の工事の場合は復興JVの参加を加点するなど、管外から参入しやすいといったものになっております。

施行期間は、令和3年11月から令和5年3月を予定しております。

5ページをお願いします。

4、総合評価落札方式(通常工事型)における評価項目の改定です。

災害関連等工事に管外からの参入を促し、県内全域の建設業者による広域的な施工体制を確保するため、通常工事型の総合評価においても、評価項目に災害関連等工事の受注件数を加えるものです。対象工事は、災害関連等工事を除く土木一式工事のうち、総合評価落札方式による全ての工事、評価の基準は、現行の通常工事型を一部改定するものです。

具体的には、中段に参考として評価基準を掲載しておりますが、右側の改定表のうち、⑦に災害関連等工事の受注を追加しております。

施行期間は、令和3年11月から令和5年3月を予定しております。

6ページは、参考まで、第1弾、第2弾の内容でございます。

以上が令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度見直しの第3弾でございます。

今後も、各広域本部や各地域振興局とともに、地域の建設企業の状況や国、市町村の発注状況など情報収集に努め、現状に即した適切な不調、不落対策に取り組んでいきたいと思っております。一日も早い被災地の創造的復興に取り組んでまいります。よろしく申し上げます。

続きまして、報告事項3、熊本県国土強靱化地域計画の改定(素案)についてでございます。

A3判の資料、申し上げます。

この計画は、全庁的な施策や取組を掲載しており、土木に関係する項目も含まれておりますので、総務常任委員会、農林水産常任委員会とともに、本委員会においても報告させていただきます。

資料左上の四角囲みをお願いします。

熊本県国土強靱化地域計画は、熊本地震等も踏まえ、平成29年10月に策定したものです。策定後、国においては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が実施されました。また、県においては、新しいくまもと創造に向けた基本方針等が策定されたことから、令和3年度中の改定を予定しております。

策定スケジュールは、一番下の3番に書いておりますけれども、9月に常任委員会で報告をしまして、10月にパブリックコメント、12月の改定予定となっております。

改定に当たりましては、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大等も踏まえ、ハード、ソフト両面の施策を含めた総合的な防災体制を整備し、愛する地域で誰もが安全、安心に住み続けられ、災害に強い郷土づくりを目指します。

資料右側、4、主な推進方針を御覧ください。

赤字下線の部分が、今回の改定により追加する主な項目です。現計画において強靱化に係る取組をしっかりと掲げておりますので、大きな見直しとなっております。

土木部の関係では、1の直接死を最大限防ぐの中で、流域治水の推進、6のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させるの中で、丸の3つ目ですけれども、港湾施設の耐震化等の後に、老朽化対策及び埋塞対策の推進、7、制御不能な複合災害・二次災害を発生させないの1番目に、帰宅困難者等の避難場所となる公園緑地の再整備、公園施設の老朽化対策を追加しております。これらは、令和2年7月豪雨災害等を踏まえたもので、国の国土強靱化等の5か年加速化対策にも掲げられた施策を反映したものでございます。しっかりと推進方針に明記しております。

監理課からは以上でございます。よろしく

お願いします。

○菰田河川課長 河川課でございます。

右上に報告事項4と記載してある資料をお願いいたします。

現在審議が進められております球磨川水系河川整備基本方針の変更等について御報告いたします。

河川整備基本方針は、長期的な河川整備の目標となる事項を定めるものです。最上段の丸のほうに記載しておりますとおり、気候変動や流域治水の新たな視点を踏まえまして、近年、激甚な洪水が発生した水系から順に変更に着手しているところです。

また、3つ目の丸のところに記載しておりますとおり、本検討小委員会には、知事が臨時委員として出席しております。

次に、委員会で審議された主な内容等を御説明いたします。

2回目の審議では、気候変動による降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量の設定や、河道と洪水調節施設等の配分流量について審議がなされました。

さらに、令和2年7月と同規模の洪水に対する水位の計算結果が示され、水位は計画堤防高を超えるものの、人吉市より下流で計画高水位を超過する区間があることが示されました。

このため、流域治水を多層的に進めることなどにより、基本高水を超過する洪水に対しても、さらなる水位低下や被害最小化を図る取組を進めていくことが確認されました。

これらを踏まえまして、知事からは、今回の内容は、本年3月に策定した球磨川水系流域治水プロジェクトの内容と整合するものであること、また、令和2年7月洪水を含めた大きな洪水に対し、河川の対策に加え、田んぼダムや避難体制の整備を含めた緑の流域治水を強力に推進していく必要があると改めて認識した、と意見を述べられました。

また、資料には記載しておりませんが、昨日、第3回の検討小委員会が開催され、河川環境や利用、基本方針の本文骨子などに関する審議が行われました。

知事からは、流域治水については、取組の全体像がより具体的にイメージできるようになった、また、河川環境や土砂については、流域住民からも多くの御意見をいただいており、今回の科学的、客観的な整備を踏まえて、緑の流域治水を進めていく、といった御意見を述べられました。

次回、基本方針の本文案を中心に審議が進められる予定です。

最後に、関連する手続の状況について御報告します。

6月に、流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催されました。また、基本方針に沿って、中期的な具体の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた球磨川水系学識者懇談会を8月に国と合同で開催しましたので、併せて御報告いたします。

また、裏面には、第2回検討小委員会で示されました内容の一部について、参考までに添付しております。

説明は以上です。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○井手順雄委員 質問せぬはずだったんですが、報告事項のこの4番目っていう資料を初めてここで拝見いたしました。その中の一番下の項目の地域別受注件数見込みというのがありますけれども、これは令和3年度における受注——報告事項1です。報告事項1の4番、一番最後です。その一番下の地域別の受注件数見込みというのがありますが、これは、A1に関しては、これ、八代、芦

北、球磨、この辺が特化しているように見えますけれども、こういった状況でこんなふうになっとるんですかね、状況、お願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

報告事項1の4ページの最下段のお話ですけれども、これ、単純に計算をしたものでございまして、各市、各広域本部、地域振興局の発注予定の工事の件数をその地域の業者の数で単純に割ったものでございます。ですから、A1の場合は、全県から参入が可能ですので、このとおりにはないんですけども、例えば八代でいうと、八代における業者数で割るとこの6.2件というふうになると。例えば芦北ですと、A1は2社ですけれども、43本ぐらいの予定がされてございまして、単純に割ると21.5件になるというような見かけ上の計算でございます。

○井手順雄委員 そんなの出さぬがいいですね。

ていうのが、この見方によれば、災害地区の現場にA1の方々が行きたくないと、仕事取りたくないけん、もう応札しないと。言い換えれば、そういう話ですかね、なら。

○森山監理課長 はい。

○井手順雄委員 何かそこに問題があるのか。

○森山監理課長 通常が、その上の段の、A1でいくと2～3件、今年4.5件となっているんですけども、大体このくらいの件数をやっている。それと比べると非常に大きくなりますので、とてもこの件数を地域の業者だけで対応するのは無理だろうというような分析でございます。

そのため、今回、復興JVとか、災害関連

型の総合評価を導入して、ほかの地域から被災地に行きやすい環境を整えるというふうな施策を考えたところです。よろしく願います。

○井手順雄委員 その復興JVちゅうのは、熊本地震で、こないだ質問したように、もうちゃんと経験済みでありまして、何で11月からかなというふうな感覚があります。もう年度当初から復興JVって形の中で入札でやっていけば、こういう数字にはならぬだったんだろうというふうに思います。

その辺の見解と、あと、今回は、A1、A2の復興JVちゅう形が、A1、A1っていうのもありますけど、5億以上。このA1、A2の復興JVで落札した場合、A2のほうが、地元業者が頭になるんですか。

○森山監理課長 まず、なぜ11月かという話ですけれども、実は、熊本地震のときは、割と被災後早い時期からこの復興JVが入れてありまして、今になりましたのは、結果としてなんですけれども、これまで通常のやり方で進めてきて、不調・不落率を見ても、ここまでは何とかなってきたというところで手順を踏んできた。今、8月に例えば20.1%になって、今後も少し上がってくるんじゃないかなという心配をしておりますので、11月が遅いっていう見方もあるかもしれませんが、そういう将来の不調、不落のこのおそれを見込んで導入するというふうな見解でございます、11月導入については。

もう1つ、A1、A2のJVにつきまして、どちらが頭になるかっていうものは特に定めておりませんが、熊本地震のときの実績を見ますと、やはりA1が頭になっているということでございます。

○井手順雄委員 言いたくはないけれども、不落がだんだん増えてきているのは事実なん

ですよ。それを見越して早めに復興JVちゅう、言い方が逆ですよ。これはもう地元へえらい配慮しとるといようにしか聞こえませぬ。

県発注の工事というのは、熊本県全体を見据えた形の中の発注なんです。分かりますか。さっきも言うたこと、訳の分からぬ取りまとめでも0.5とか2.3とかあり得ぬ話ですよ。これが平準化するような発注の仕方、これをやっぱり目指していかなぬことには、ほかの地区から不平不満が出るのは事実じゃないですか。それと、あんまり言わぬこつせんな。そういうことです。ひとつその辺はないようお願いしたいと思います。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、委員から、その他で何かありませんか。

○増永慎一郎委員 前回の委員会のときにもお伺いをしましたけれども、新広域道路ネットワーク計画についてお伺いをしたいと思います。

その部分の中の構想路線なんですけれども、いわゆるぱっと出てきた道路、今まで何も構想がなかったのに、ぱっと出てきて、道路に関してなんですけれども、やっぱり地元が、例えば上益城、阿蘇山都道路っていう道路がぱっと出てきています。これについて、この前も言いましたけれども、地元でいろんな話が出ています。もうやっぱり実現可能な道路として捉えられています。今ある道路をそのまま使うんじゃないとか、これでできなかったのに、例えば矢部阿蘇公園線、何回も私質問もしてきますけれども、未開通部分が、この道路に乗っかることによって開通す

るっていう話が出ています。

この構想路線に関しては、この前も言ったように、絵に描いた餅にならないようにじゃなくて、もうはっきり言って、今のところは絵に描いた餅なんです。その辺の話をやっぱりきちんと、それぞれの沿線の自治体とか、一生懸命取り組まれている期成会とか、その辺には県としていろんな説明をきちんとせないかぬのじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の説明に関しては、それぞれの首長さんとか期成会のほうにはお話をされているんですかね。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

まず、新広域道路計画につきましては、説明につきましては、具体的には市町村の担当課には説明しているところでございますが、直接的に首長の方々に、まだ具体的な説明をしているところではございません。

また、構想路線につきましては、先生もおっしゃいましたように、策定以前から地元期成会等で数十年にわたって議論を深められているものもあれば、今回のように、災害時におけるリダンダンシー確保の観点から位置づけたものなど、路線ごとに実情は大きく異なるものというふうに考えております。

また、まさにその辺の説明をしっかりと地元の方々、また、首長含めて説明をしていきたいと思っております。

○増永慎一郎委員 説明を重ねていきたいと思っておりますけど、説明する気はあるんですか、本当に。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

具体的に市町村から問合せがあつているところもございまして、担当課のほうには御説明していますが、そういうところにつきまし

ては、道路整備課のほうから御説明をしたいと思っております。

○増永慎一郎委員 私、上益城内で、今、この前言ったように、さっき言ったように、矢部阿蘇公園線という道路がありまして、質間で何回も言ってますけれども、その期成会というのがあるんですよ。会長が山都町長、副会長に南阿蘇村の吉良村長がなられておられます。

先日の南阿蘇村の議会で、一般質問の中で、この矢部阿蘇公園線の話が出まして、要は、阿蘇山都道路ができるんだしたら、これに重ねたような話で質問されたらしいんですよ。要は、こういう構想が出てきたからつながるって話が出て、いわゆる、それを受けて、民間の期成会がございまして。その民間の期成会が、それぞれの町と村に陳情書という形で、重ねて一生懸命やっってくださいって話をされています。そのときの吉良村長の答弁が、千載一遇のチャンスだから一生懸命頑張っていきたいという答弁をされています。

するとですね、私が話を聞いているのは、矢部阿蘇公園線と阿蘇山都道路は別物ですよって話を聞いています。阿蘇山都道路が構想路線で——今のところ私の見解ですよ。できるかもしれないけれども、この前も言ったように、もう絵に描いた餅のまま終わってしまうんじゃないかと、そういうふうに思っています。

例えば、今、県の予算では、例えば、矢部阿蘇公園線の開通も、B/Cも合わないし、国から認められるような道路でもないし、単県でやる事業にしては、もうお金が大き過ぎるからなかなか難しいという話があります。そういうふうに認識をしております。

国の協力を得るとしても、中央自動車道、もしくは中九州自動車道を縦に、地図で見れば縦に結ぶ道路として、リダンダンシーの確

保の意味も持って、そういう構想が出てきたと思います。

中央自動車道にしても、中九州自動車にしても、全線開通した後に、国が必要って言ったときには何年後になるか分からないんですよ。だから、やっぱり山都阿蘇道路はどういう位置づけで、どういう構想でやってますんで、別に矢部阿蘇公園線と重ねているわけではないですよというなきちんとした説明をやっぱりしてもらわないと。

同じように、例えば、有明海沿岸道路の連絡道路というのがあります。私は、これは物すごく可能性があるんじゃないかというふうに、やっぱりないと困るような道路ですから可能性があるんじゃないかなと、同じ構想路線にしても。

だから、その辺をやっぱり20年とか30年のスパンで構想していくんじゃないかと、やっぱり構想をしたら、やっぱり何年かめどを立てて、きちんとか構想どおりにやっていきますってというようなことをやっぱりある程度自治体のほうにもきちんとか説明をしておかないと、20年、30年、ずっと期成会があって、もう期成会つくられようとしてるんですか、今。上益城郡と阿蘇郡市をまたいで、それぞれの首長さんが一生懸命期成会をつくって頑張っていこうとされているわけなんです。別に、その道路の期成会があって、それを巻き込んでやろうとされているんですよ。

そしたら、私が思うのに、実現が可能かもしれない、今取り組んでるのをそれに含めさせてしまうと、要は、その実現不可能な道路の期成会と一緒に的が絞れないような形になってしまうんですよ。だから、この道路とこの道路は別ですよって、重なってませんよとか、そういったところまできちんとかやっぱり県あたりは説明をする必要があると思います。

今説明しているの私だけです、違えますよって。重ねてやったほうがいいですか、重

ねないほうがいいですかって議論じゃないです。重なるんでしょっていう域から出られないわけなんです。

恐らくそれぞれの先生方、こうやって新たに構想路線という形で引かれたところは、本当に実現できるのかできないのか、ある程度、やっぱり国とどういう話ができていいのか、熊本市とどういう話ができていいのか、そういうところまで、ある程度、こういう段階ですよ、ああいう段階ですよって説明はしてもらわないと、やっぱり新聞、熊日で、ばあんって出たじゃないですか、地元紙で。何も説明がないままあれを見ると、県はこの道路を造るんだというふうにしか思わないんですよ、みんな。それは、皆さん方は、何年かしたら持ち場から変わっていかれますから、そのときそのときで適当なことを言っとけばいいかもしれぬ。しかし、それは20年、30年続いていくんです、その話は。だから、最初にきちんとかことを言っておく、こがんふうに考えてます、こういうふうな内容ですってというのは、やっぱり地元で丁寧にもう説明をしていただかないと。

ちょっと長くなりますけれども、矢部阿蘇公園線の期成会の歴史なんか物すごく古いんですよ。それで町を二分する話になったりとか、それが選挙の争点になったりもするんですよ。でも、矢部阿蘇公園線を開通させますという候補者が通るんですよ。でも、通らないですもん、絶対、今のままで言えば。だから、やっぱりある程度町あたりに――担当者レベルに話しても、やっぱり首長さんにきちんとか話をし、期成会のほうも、こういう形ですよって話をしないと、皆さん方が考えられる温度と地元の温度ってのは温度差が物すごくありますからね。ですから、その辺は、もう間に立って大変です、私が。いや、ほかの人もそうかもしれません。ですから、その辺は、きちんとか地元が理解できるような説明をぜひしていただきたいと思います

けれども、どうでしょうか。

○森道路整備課長 先生がおっしゃるように、具体的な整理が道路整備課としてもまだできていないところもありますけれども、今考えていることをしっかり説明して、理解を得ていくようにしたいと思います。

○増永慎一郎委員 どうやった理解ですか。

○森道路整備課長 そもそも構想路線というものがどういうものなのかというところからまず御説明しないと理解してもらえないかなと思いますので、そこら辺の説明が足りてなかったと思いますので、しっかりその最初のところから御説明して、また、首長の方々の意見も、その場でまたしっかりお伺いしていきたいと思います。

○増永慎一郎委員 私、何回も言いましたよね。何回も言ってますよ、今まで。こういう委員会では前回も言いましたけれども、それぞれのいろんな話をする中で、何回も何回も言っています。しかし、いまだに伝わっていないんですよ。だから、議会でそういう話が出てくるんです。そうやって首長さんが答弁をされるんですよ。

例えば、それぞれの地域振興局の土木部長は知っているんですか、そういう話を。

○森道路整備課長 振興局については説明はしておりますが、その具体的な構想路線がこんな考え方でっていうところまで具体的な説明はしておりません。資料としてはしっかり説明しております。資料の中身は説明しています。

○増永慎一郎委員 いいです。資料があれば、資料の説明で納得していただけるような感じじゃないから言っているわけで。資料は

誰でも見れば分かりますよ。でも、資料見たら、逆に、ここに道路が走るとばいって、20年か30年ずっと走るとばいって。そういうふうな感じでしか思われませんか。必ずあの構想はどぎゃんなったと、あの構想はどぎゃんなったとって絶対聞かれますから。だから、聞かれるけんどうのこのじゃないんですよ。そんなときにきちんとした答えを私たちがやっぱり住民の人たちに伝えるような形じゃないと何にも意味がないでしょう。私たちの存在意義がなくなってしまうので、やっぱり間に立って話すということは。

それと同時に、皆さん方もちゃんと、きちんと説明せないかぬわけですよ。それが一緒にしなければいけないですよ、私たちが話すのと皆さん方が話すの。そういう努力が全然足りません。打ち出すのは格好いいですよ。でも、そういう努力は今全然足りてないと思いますので、本当に丁寧に、こういうことですよっていうのを、やっぱり説明するだけじゃなくて、分かってもらってください、それぞれの自治体に。それ、もう要望します。

以上です。

○井手順雄委員 関連で、今、増永委員からのお話の中に出てきましたが、沿岸連絡道路、これに関して、国、県、市が何か協議を最近したというような話が、専ら第二選挙区であるんですけれども、それは事実でしょうか。

○森道路整備課長 構想を策定する段階では、当然県と市で構想を策定した上で国にも御報告しているところがございますけれども、公表した後に具体的に協議をしたことはございません。構想策定前には、当然様々な協議をしているところがございます。

○井手順雄委員 なら、現時点での様々な協

議ちゅうのは、前からある海岸線を行く道路と、何か第2空港線に充てるような構想が最近出てきたと。そういうチラシでよく見るんですよ。あれは県も了解しとるわけですか、その構想の中で。

○森道路整備課長 構想の中では、まず、有明海沿岸道路、これにつきましては、構想ではなくて、高規格道路ということで、もう事業を進めていくべき路線として位置づけておりますし、連絡道路につきましては、まさに先ほどお話ししました、それに加えて、構想路線として位置づけております。

また、それからどうつながるかというところまでの議論は、市、県、国ではしているところではございません。

○井手順雄委員 分かりました。

じゃあ今までのいろんな協議の中身を全て教えてください。これ、要望です。出来上がったら持ってきてください。ほかに、要するという委員の皆さん方がいらっしゃれば、その人たちにも報告していただければありがたいと思います。

以上です。

○河津修司委員長 いいですか。

○井手順雄委員 はい。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○南部隼平委員 関連して、新広域道路交通計画についての話なんですけれども、今回、その都市圏の渋滞対策がやっぱり非常に重要な課題だと思っています。先ほどから、いろんな構想は出ているけれども、そこから説明がないとか、そういった話があります。

都市圏の渋滞対策に関しては、2019年に都

市道路ネットワーク検討会とかずっと開かれておまして、そこで、いろんな経済団体とかそういったところからもいろんな意見がありながら検討を進めてきて、今回やっと丸の点ですけれども、そういった形で出てきたっていうのは少しでも進歩したところかなと思います。

ただ、やはり地元の方からすると、地元、まだまだ——私、東区ですけれども、東バイパスの渋滞にそれこそ30年以上悩まされてきたという事実があって、皆さん結構、どうせまた何もせぬとだろうという話が結構やっばりあります。

結局、具体的なことがまだまだ見えていない状態なんで、やはり実際、その県と市と国と、もちろん県としてはしっかりやっていきたいという思いがあると思いますけれども、その温度感というか、そういったのはどんな具合でしょうか。

○森道路整備課長 今回、熊本都市圏につきましては、熊本空港連絡道路、都市圏北連絡道路、南連絡道路、この路線につきましては、高規格道路として位置づけさせていただきました。

現在、県と市で他都市の事例の調査をしたり、国は交通量推計等も今行っているところでごさいます、しっかり検討しているところでございます。

その検討する場っていうのを、熊本県幹線道路協議会の下に都市圏部会というのを設置しておりますので、まず、その中で国も入られて、しっかり今年度にも開催して議論を深めていきたいと思っております。

○南部隼平委員 これ、特別委員会でも前川委員が言われてましたけれども、ここは、しっかり前に進めるといえるのか、それを示していただかないと、もう正直そのアクセス鉄道、もちろん今やっていますけれども、アクセス

鉄道は大事だけれども、それよりも先に渋滞対策だろうという声が非常に多いです。やっぱりそういった県民の皆さんの声もしっかりと受け止めていただいて、熊本市、なかなか議会の中でもそういった話題があんまり上らないのかもしれないですけども、しっかりそこはもうリーダーシップ取って説明をしながら、もちろん有料道路っていう選択肢、都市高速っていう選択肢があると思いますんで、そういったものはどうやったらできるのか、どうやったら幾らぐらいかかるのかとか、そういった具体的な話も含めて、しっかりお示しをいただければと思います。

以上、要望です。

○河津修司委員長 ほかに質問……。

○竹崎和虎副委員長 今、それぞれの委員の先生方からお話があったんですけども、例えば、私のところも熊本市ですよ。確かに、道路の管理者は政令市になって、市かもしれぬけれども、県もずっと携わってきたんですから、政令市になるまでは。そういった意識でもあるし、有権者の住民の方々、そんな、ここは市だけんとか、県だけんとか、国だけんと言うても全然分からぬわけですよ。全部跳ね返りは我々に来て、先ほど増永先生からもあったけれども、有明沿岸道路の連絡道路、あれができたがために、先ほど井手先生がおっしゃった、こら、どっちば通るとか、今までの道路はどきやんなったとか、そういった話も出てくるわけですので、各基礎自治体に説明することはもちろんなんですけれども、やはり住民の方々に分かるようよく説明するためにも、熊本市と県だけではなく、ほかの自治体とも、もちろん新広域道路交通計画は熊本市と一緒につくられたとは思いますが、周りの市町村にもちゃんとした説明をせんと、なかなか伝わっていかぬと思うんですよね。我々もその間でやっとするもん

ですから、熊本市の道路も、熊本市を越えると他市町村につながって、もう県の管理道路つながるとるわけですから、その意識をしっかりと持ってやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。要望です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 なければ、本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回建設常任委員会を閉会します。

午前11時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長